

29 杉並第 [] 号
平成 29 年 [] 日

[] 様

杉並区総務部政策法務担当課長

日ごろより、杉並区政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、情報提供の件につきまして、下記のとおり、対象文書等を送付いたしますのでお受け取りください。

記

1 対象文書

- ・杉並区長の在任期間に関する条例
- ・杉並区長の在任期間に関する条例を廃止する条例

2 費用の内訳

内 訳	金 額	備 考
お預かり金額	50 円	平成 29 年 [] 日定額小為替受領
複写費用	30 円	対象文書 3 面 (1 面 10 円)
お釣り	20 円	同封の郵便切手によりお返しいたします。
送付費用	120 円	平成 29 年 [] 日に受領した郵便切手により送付します。

複写費用の領収書を同封いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

杉並区総務部情報政策課法務担当：佐野
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話 03-3312-2111 内線 1438

杉並区長の在任期間に関する条例を公布する。

平成十五年三月十七日

杉並区長 山 田 宏

杉並区条例第三号

杉並区長の在任期間に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、杉並区長（以下「区長」という。）が杉並区（以下「区」という。）を統轄し、予算の調製及び執行、職員の任免その他の権限を行使する地位にあることにかんがみ、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、高い倫理観や資質を有する場合においても、その者が長期にわたり区長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止し、もって区政運営の活性化及び区の自治の更なる進展を図ることを目的とする。

(区長の在任期間)

第二条 区長は、通算して三任期（各任期における在任期間が四年に満たない場合もこれを一任期とする。）を超えて在任することのないよう努めるものとする。

2 区長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあつたことにより告示された当該区長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退

職の申立てに係る選挙の直前及び直後の任期を併せて一任期とみなして前項の規定を適用する。

(区長在任中の責務)

第三条 区長は、その職務が区民から負託された公務であることを自覚し、在任期間中、区の最高規範たる杉並区自治基本条例(平成十四年杉並区条例第四十七号)の定めるところにより、全力を挙げて区民等の福祉の増進を図り、区政に対する区民の信頼を確保するよう努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成十一年四月二十七日前の区長の任期は、通算しない。

杉並区長の在任期間に関する条例を廃止する条例を公布する。

平成二十二年十二月七日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第三十四号

杉並区長の在任期間に関する条例を廃止する条例

杉並区長の在任期間に関する条例（平成十五年杉並区条例第三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。